

水道事業の財政支援の強化等を求める意見書

我が国の水道普及率は97%を超え、市民生活や社会経済活動に不可欠の重要なライフラインとなっている。

平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震や西日本を中心とした7月豪雨では、水道施設の被害により住民の生活に大きな支障が生じたところであり、地震などの自然災害時等においても、水道施設の安全性の確保や給水の確保が必要とされている。

しかし、管路の耐震化率は依然として低く、自然災害に対する備えが十分とは言えない状況にある。

さらに平成の合併により、広大な面積を有する自治体が誕生し、それにもない水道事業も老朽化した莫大な資産を抱える事になった。一方で、人口減少による料金収入の減少が今後も想定されている。

本市においても合併以後施設の統合を進めてきたが、管路の総延長は約900kmとなっておりその更新が大きな課題となっている。

よって、国会および政府におかれては、水道事業の基盤強化、耐震化等を推進するため、下記の事項について対策を講じられるよう求める。

記

1. 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の生命を守るライフラインである水道施設の更新・維持・管理に要する経費への財政支援を強化すること。
2. 水道施設の更新事業等の実施に係る現行の補助制度の採択基準が実態と乖離していることから、補助要件の緩和を行うこと。さらに、簡易水道事業と上水道事業を統合した市町村について、財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月3日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣